

◇◇事業主と従業員の皆様へ◇◇

個人住民税（町民税・道民税）の
『特別徴収義務者』の指定を実施しています

道内各市町村と北海道では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収未実施の事業主の皆様へ、共同して『特別徴収義務者』指定の取り組みを実施しています。

新得町においても、特別徴収の要件に該当する事業主の皆様を対象に、順次、個人住民税の『特別徴収義務者』指定を実施しています。

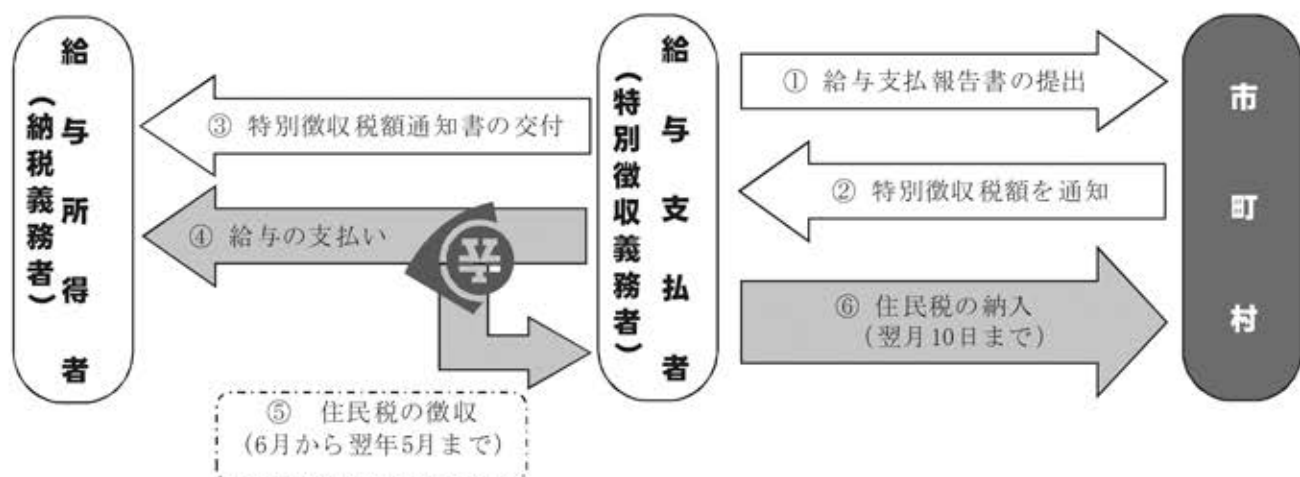
※ 給与所得者の個人の市町村民税・道民税（一般的に「住民税」と呼ばれます。）は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。（地方税法第321条の4）

～特別徴収とは～

事業主の皆様が、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与と支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税はあらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業主の皆様が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆様にとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

～特別徴収の流れ～



(税務出納課課税係 64-0526)

町営住宅入居者募集

(6月1日～6月11日募集分)

☆新規募集住宅

○ 新得地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃(円)	備 考
アメニティ24 (西1条南4丁目)	204 (2階)	平成3	1DK	22,100	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり

○ 屈足地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃(円)	備 考
東進団地 (屈足柏町1丁目)	1 (平屋)	平成11	2DK	19,000～37,300	1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり
定住佐幌住宅 (字上佐幌基線27番地) ※定住促進住宅	140 (一戸建)	平成5	3DK	32,500	所得制限なし 1人以上 法人契約可 ユニットバス 給湯設備あり

☆継続募集住宅

※以下の住宅は、前回募集(5月15日～5月25日)の住宅です。
原稿印刷の関係上、すでに入居が決まっている住宅も含まれている場合がありますので、
詳細については、ご連絡ください

○ 新得地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃(円)	備 考
栄町団地 (栄町123番地)	2 (2階)	昭和61	3DK	17,300～32,400	2人以上(所得制限あり) 浴槽、風呂蓋あり シャワーと給湯設備なし
さくら団地 (西2条南6丁目)	16 (平屋)	昭和60	3DK	14,100～26,600	2人以上(所得制限あり) シャワーと給湯設備あり
アメニティ30 (西1条南4丁目)	307 (3階)	平成2	1R	18,200	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり
西和団地 (西2条南3丁目) ※特定目的住宅	43 (1階)	平成10	2DK	18,400～36,200	60歳以上または障がい者 1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり
新進団地 (西3条南3丁目)	50 (平屋)	平成29	2DK	21,100～41,400	1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

○ 屈足地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃(円)	備 考
緑町団地 (屈足緑町1丁目)	22 (一戸建)	平成5	3DK	21,600～38,100	3人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

《入居資格》

- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・税金、使用料等に滞納はなく、一定の収入がある方。
- ・連帯保証人がいる方。(町営住宅入居者はなれません)
- ・収入基準に該当する方。(収入基準についてはお問い合わせください)

《申込方法等》

- ・申込用紙は施設課町営住宅係・役場屈足支所に用意してありますので、必要事項を記入して**6月11日(月)**までに提出してください。
- ・入居者の決定は現在お住まいになっている住宅事情や家族数などを総合的に検討して町の入居基準により決定します。
- ・住宅設備など詳細は町営住宅係までご相談ください。



最新の募集情報につきましては施設課町営住宅係までお問い合わせください。
(施設課町営住宅係 64-0529)

水道料金・下水道使用料の減免制度

減免制度とは、一人暮らし世帯、障がいがある方が居住されている世帯やひとり親世帯で前年の収入額が100万円未満の場合、お客さまの申請によって、水道料金および下水道使用料の基本料金を減額する制度です。

現在、減額されている方で、6月1日以降継続して減額を希望される場合は、年収や減免対象の条件に当てはまっているかどうかを確認するため、改めて申請が必要となります。



1. 減免対象 下記のいずれかに該当する世帯。(年収は各種年金を含む。)
なお、生活保護の受給世帯は対象外となります。

- ① 一人暮らし世帯 (65歳以上で年収100万円未満の世帯)
- ② 児童扶養手当受給世帯 (年収100万円未満の世帯)
- ③ 特別児童扶養手当受給世帯 (年収100万円未満の世帯)
- ④ 1・2級の身体障害者手帳交付世帯 (年収100万円未満の世帯)
- ⑤ 1級の精神障害者保健福祉手帳交付世帯 (年収100万円未満の世帯)
- ⑥ A判定の療育手帳交付世帯 (年収100万円未満の世帯)

2. 減免内容

(2ヶ月につき)

上下水の区分	上水道		下水道
口径/減額内容	13 [㍉] (570円減額)	20 [㍉] (764円減額)	(510円減額)
基本料金の減額 (税抜)	2,402円 →1,832円	3,216円 →2,452円	2,138円 →1,628円
減免の期間	6月から翌年5月まで。6月以降は、申請された日以降の検針分から翌年5月まで適用となります。		

3. 申請方法

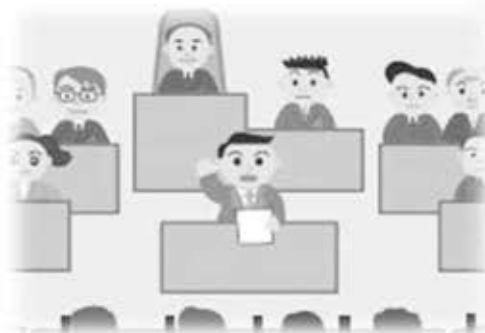
役場施設課、保健福祉センターなごみ、役場屈足支所の窓口
に「水道料金・下水道使用料減免申請書」がありますので、
必要事項を記入・押印して提出してください。

※上記減免対象者の②と③に該当する申請者は証書のコピー。
④⑤⑥に該当する申請者は手帳のコピーを添付してください。

4. 注意事項

申請書の名義は、水道契約者の住所、氏名をご記入ください。
(施設課業務係 64-0529)

議会を傍聴(インターネット中継視聴)しましょう！



6月定例議会(予定)

5日(火)10:00	議案審議
15日(金)10:00	一般質問
18日(月)13:30	報告と議案審議

インターネットによる生中継を行っています。

録画中継を含め、延べ5,300人の方に視聴いただいています。

【視聴方法】

新得町ホームページ ⇒ [新得町議会](#) ⇒ [議会中継](#) をクリック

※USTREAM(ユーストリーム)社の映像配信サービスを利用しています

注意事項及び免責事項を必ずお読みください

議会開催日より、30日間は録画で視聴できます

(議会事務局 64-0524)

振動障害特殊健康診断に対する助成について

チェーンソー等を使用する林業関係等の作業に従事されている方を対象に、振動障害特殊健康診断の費用の一部を町が助成します。

- ★対象の健診 北海道労働管理協会の巡回健診のほか、病院・診療所(町外も可)での自主健診
- ★申請期間 受診の日から3ヶ月以内
- ★助成金額 1人あたり3,000円
- ★助成回数 1人につき1年度あたり1回
- ★必要書類 ①振動障害特殊健康診断助成金申請書
②受診費の領収書
③助成対象者の受診の事実を確認できるもの(診療明細書など)



※申請書の様式については、商工労働係窓口または町ホームページからもダウンロードできます。

※上記必要書類をご用意の上、商工労働係までご提出ください。

〈お問い合わせ〉

産業課商工労働係 TEL: 64-0522

空き家活用促進制度を ご存知ですか！！



町では、町内の空き家の解消と定住の促進を目指し、町内の空き家を改修し賃貸する場合、もしくは空き家を購入し改修を行う場合に、改修に必要な費用に対し「奨励金」を交付する制度を実施しています。

空き家の改修を計画されている方は、本制度をご利用ください。なお対象となる住宅や交付の条件などは次のとおりです。

- ☆対象区域 新得町内全域
- ☆対象者要件
 - ・町税および使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。
 - ・住宅の所有者であること。
 - ・次の条件のどちらかを満たしている方
 - ①空き家を改修して他人に賃貸する方
 - ②空き家を購入し、1年以内に改修する方
- ☆対象の住宅
 - ・町内に存在する個人または法人が所有する専用住宅、併用住宅及び共同住宅で、現に居住していない住宅（空き家）
 - ・国、道および町等の行う事業により、移転補償または補助を受けていないこと。
 - ・住宅の建築に対する町の他の助成制度を受けていないこと。
- ☆奨励金額等
 - 空き家改修完了時に「奨励金」を交付
 - ・改修工事施工が町内の業者の場合
改修工事に要した費用の30%以内の額（上限30万円）
 - ・改修工事施工が町外の業者の場合
改修工事に要した費用の20%以内の額（上限20万円）
 - ※いずれも町内商品券「スマイルチケット」で交付します。
- ☆支給までの流れ
 - ・工事着工前に「交付申請書」に必要書類を添えて提出願います。
 - ・交付決定後、改修工事を行い、完了後「実績報告」を提出願います。
 - ・「奨励金」は工事完了後、実績報告を受けて金額を確定し、支給します。
- ☆提出書類
 - ・各申請書類に記載しています。（各種様式は、役場地域戦略室、役場屈足支所にあります。町のホームページからもダウンロードできます。）

◆◆お問い合わせ・連絡先◆◆

地域戦略室地域戦略係

TEL 64-0521

FAX 64-4013

E-mail: chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

HP: <http://www.shintoku-town.jp/>

「広報しんとく」の有料広告を募集

お店をコマーシャルしてみませんか。そんなあなたのために、町広報紙「広報しんとく」の紙面の一部を有料で開放します。

☆ 掲載対象者

- ・ 法人その他の団体、及び事業を営む個人で、町内に事業所を有する者

☆ 掲載内容等

- ・ 町広報紙「広報しんとく」の公共性、及び品位を損なわないもの
- ・ 掲載枠は、4.5cm×横8.8cm
- ・ 広告掲載の色数は、1色

☆ 広告掲載料(発行部数 3, 500部)

- ・ 指定ページ下 1 段 2 分の 1 相当(4.5cm×横8.8cm) 1回 2, 500円

☆ その他

- ・ 掲載各月の前月 20 日(休日の場合は前日)までに、地域戦略室広報広聴係へ申請書を提出
- ・ 応募多数の場合は掲載できない場合もあります

★ 有料広告取扱要綱、有料広告掲載仕様書は、役場ホームページに掲載しています。詳細につきましては、下記へご連絡ください。
(<http://www.shintoku-town.jp/>)

(地域戦略室広報広聴係 64-0521)

「クラブメッド北海道サホロからのお知らせ」

クラブメッド北海道サホロでは、夏に予定している施設改修に併せて、椅子やテーブル等の備品を更新いたします。更新により不要になる備品の中で、利用できるものについて無償で提供いたしますので、ご興味がある方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

○内 容 **客室で利用していた、椅子・テーブル等の無償提供**

備品の詳細については、町ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

○保管場所 **クラブメッド北海道サホロ**

○留意事項 **☆無償で提供しますが、運搬についてはご本人の負担でお願いします。**

☆受取期間は平成 30 年 7 月末までとさせていただきます。

☆先着順のため、希望する備品がない場合もございますので、ご了承ください。

○問合せ先 **7 月 13 日 (金)** までに、下記までお問い合わせ願います。

なお、受付は平日の午前 8 時から午後 5 時までとさせていただきます。

【クラブメッド北海道サホロ 担当：阪田 電話 080-1974-5605】

(所管 地域戦略室地域戦略係)